

状況について実態調査した。その結果、環境法の特定漏れや、記載間違いなどの不備が見つかった。なかには店舗建設の際にゼネコンが作成した施設リスト自体の不備もあった。

こうした実態が明らかになってからの西友の対応は速かった。それまで環境法の最新版管理を各店舗が行っていたが、CSR推進室が中心になって、本部が環境法の最新版を管理する仕組みに変更した。

西友CSR推進室の髙一成・企画グループマネジャーは、「法律という高い専門性が必要な業務まで、販売のプロである店長に任せてしまっていた。環境法と各店舗の関係を徹底的に見直した結果、環境法の管理を簡素化でき、法律を順守する土台ができた」と話す。

問題明確にした信越ポリマー

環境法の重要性は、何か事件が起きた時に重要性を再認識させられるものだ。シリコンゴムを製造する信越ポリマー児玉工場（埼玉県児玉郡）は、2004年、同工場の送り状の付いた資材が不法投棄現場で見つかり、警察から問い合わせを受けた。

結局、排出事業者責任を問われることなく終わったが、この“事件”をきっかけに環境法の管理体制を再構築した。

こだわったのは、廃棄物を担当する現場の従業員に対して、どの環境法の条文をどのレベルまで教えるかを、コンサルタントの意見も参考に徹底して考えた点である。それまで廃棄物処理法の排出事業者責任について教育はしていたものの、総論的な勉強にすぎなかった。

まず、自らの工場から出た廃棄物は、「不法投棄させない」といった観

●環境法の順守を強化するためのマネジメントシステム

ISO14001規格	ISO14001マニュアルの改訂内容など
4.3.2 法的及び その他の要求事項	マニュアル改定の必要はないが、調査内容が重要。条文まで明確に調査すること。違法と順法とのグレーゾーンや自社で起こりうる特有のケースも可能な限り調査し、官公庁のヒアリング結果も記録する
4.4.1 資源、役割、 責任及び権限	可能であれば環境法調査にかかる予算や人材の確保を明記する。 順法責任者を決める。違法、不祥事が発覚した場合の処罰を規定。 各部門から現場の情報を収集、チェック、また、法律を順守する社風を作るコンプライアンス委員会などを設置する
4.4.2 力量、 教育訓練及び自覚	環境法を管理する人材の力量を認定する仕組みに変更する。 従業員への順法教育などを追加する。どのような時に不祥事が起こり違法となるかケーススタディーも含めて教育すると良い
4.4.3 コミュニケーション	法律違反の情報をトップに迅速に伝達する仕組みを追加する。 内部告発など隠ぺいを防ぐ仕組みの構築も効果的である
4.4.7 緊急事態 への準備及び対応	不祥事、法律違反が発覚した場合の公表と記者会見などの手順を作り、訓練も行う
4.5.2 順守評価	順法チェックの担当者の力量を考慮する。現場に依頼する場合は順法チェックシートなどをわかりやすくする工夫が必要
4.5.5 内部監査	順法監査を内部監査の必須項目とするなど、順法監査を定期的に実施する仕組みに変更。また、抜き打ち的な順法監査の仕組みも有効である

点を中心にISO14001へ落とし込んだ。その過程で同工場に必要環境法の条文などの調査も進んだ。

同工場の新井幸雄・環境保安グループマネジャー兼環境管理責任者は、「環境法のどの条文を理解し、工場から出る廃棄物についてどこまで調査すればよいか明確にできた。今後は何か起きても地域住民や行政機関に環境法の順守状況をしっかりと説明できると思う」と話す。

法律順守のマネジメントシステムを確立し、不祥事の種を小さくすることは社内だけではなかなか難しい。今回、紹介した3社が、いずれもコンサルタント会社の意見を聞いてい

たのは、その表れでもある。

しかし、上の表で示したようにISO14001の規格に基づいて、自社のマニュアルの一部を改訂すれば順法マネジメントシステムを構築できる。いかに現場を巻き込んでいくかが重要になるが、一度、検討することをお勧めしたい。もちろん、この順法マネジメントシステムは環境法以外でも適用が可能である。

環境法の基本書としては、『排出事業者のための廃棄物処理法完全ガイド』（日経BP）が読みやすくまとまっている。また、環境法の最新情報の入手は、エコロジーエクスプレス（NTTデータ）がよい。



1. トップの法順守に対する強い意志
2. 環境法担当者の力量認定および教育
3. 環境マニュアルによる順法の仕組みの強化